

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	小峰川内線	上益城郡清和村大字小峰字南 1426番4地先から 同 所 同 字 1440番2地先まで	240.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成15年10月10日

熊本県告示第990号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年10月8日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年10月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	岩野黒木線	鹿本郡鹿北町大字岩野字竹の谷 2441番100地先から 同 所 同 字 2441番3地先まで	190.0	単道改

2 供用開始する期日 平成15年10月15日

熊本県告示第991号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

平成15年10月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発生頭数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成15年9月25日	山鹿市	1戸2頭	乳用牛

公 告

熊本県公告第701号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項に基づき平成15年5月12日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年10月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンロードシティ熊本
熊本県熊本市東町三丁目3番3号

2 市町村意見の概要

届出に対する意見はないが、設置者は、設置後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成15年10月8日から平成15年11月7日まで

登 載 依 頼

熊 本 県 公 共 事 業 再 評 価 監 視 委 員 会 公 告 第 3 号

平成15年度第4回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴の手続は、次のとおり。

平成15年10月8日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
平成15年10月15日(水)
午後1時30分から午後5時00分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園28番51号
熊本テルサ「たい樹」
- 3 議題
(1) 熊本県公共事業再評価(前半)詳細審議
(2) 熊本県公共事業再評価対象事業(後半)の抽出について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局(熊本県土木部土木技術管理室)
(電話 096-383-1111 内線 6052)

熊 本 県 労 働 問 題 政 労 使 会 議 公 告 第 1 号

熊本県労働問題政労使会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成15年10月8日

熊本県労働問題政労使会議座長

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時
平成15年10月14日(火) 午後1時30分から
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園28番51号
熊本テルサ「ひばり」
- 3 議題
雇用対策における政労使の連携について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、係員の指示に従って、入室するものとする。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県労働問題政労使会議事務局
(熊本県商工観光労働部労働雇用課労働企画班)
(電話 096-383-1111 内線 5223)